

令和6年度「飛騨・美濃すぐれもの」PR冊子等作成業務委託に関する一般競争入札公告

令和6年度「飛騨・美濃すぐれもの」PR冊子等作成業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和6年12月13日

岐阜県知事 古田 肇

本調達とは、資料提出及び入札を電子手続（ICカードが必要です。）で行う案件です。

なお、本サービスを利用できない者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができます。

1 一般競争入札に付する事項

（1）業務名

令和6年度「飛騨・美濃すぐれもの」PR冊子等作成業務委託

（2）委託業務の概要

入札説明書による

（3）履行期間

契約締結日から令和7年3月12日（水）まで

2 入札参加者の資格に関する事項

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- （3） 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （4） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- （5） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- （6） 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (9) 岐阜県内に本店又は支店、営業所を有するものであること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県観光国際部観光資源活用課

電話 058-272-1111 (内線3934)

FAX 058-278-2674

E-mail c11337@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和6年12月13日(金)から令和6年12月18日(水)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで(最終日は正午まで)

イ 交付場所

- ・岐阜県電子調達システム(入札情報公開システム)に掲載する。
- ・紙交付の場合、3の(1)に同じ。
- ・電子メールによる交付を希望する場合は3の(1)まで申し出ること。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に、当該申請書において規定する添付書類等(パンフレット等についてコピーも可とする)を添付した上で、3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和6年12月18日(水)午後5時(必着)

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和6年12月20日(金)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年12月24日(火)午後13時00分

イ 場 所 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁10階 1007・1008会議室

電子手続で行う場合は、令和6年12月24日(火)正午までに3の(1)に必着のこと。

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所にて行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者とする。

最低金額をもって入札した者が2名以上あるときは電子くじにより落札者を決定するものとする。

入札書比較価格の範囲内に入札書記載金額による入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。再度の入札は、原則として1回のみとする。

ただし、入札者の中に電子手続による入札を行った者がある場合は、別に定める日時に再度入札を行う。

再度入札の参加を辞退する場合は、再度入札辞退届書（様式7）を提出すること。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

- (3) 郵便及び電信による入札は認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (7) 入札等に関する質疑がある場合は、令和6年12月18日（水）午後5時までに、書面により3の（1）まで提出するものとする。
- (8) 詳細は、入札説明書による。